

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金のうち緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金の算定について(内閣総理大臣宛て)

事務所使用料に相当する額を維持管理等経費から差し引いていなかった

8事業主体に係る交付金交付額と、8事業主体について事務所使用料に相当する額を

維持管理等経費から差し引いて算定した交付金相当額との開差額(支出) 3578万円

1 交付金の概要等

(1) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の概要

内閣府は、原子力発電施設等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時における当該原子力発電施設等の周辺地域の住民の安全確保のためにあらかじめ講じられる措置に要する費用に充てるため、都道府県等に対して、緊急事態応急対策等拠点施設整備事業等の実施に要する費用について、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(以下「交付金」)を交付している。このうち緊急事態応急対策等拠点施設整備事業は、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」)の整備又は維持に係る事業を行うものとされている。

(2) オフサイトセンターの概要

オフサイトセンターは、原子力緊急事態発生時に、国、地方公共団体、原子力事業者等の原子力防災に係る関係者が集合して現地の応急対策等を講ずるための拠点となる施設であり、原子力事業者が原子炉の運転を行う施設や核燃料物質の加工等を行う事業所等(以下「原子力事業所」)が所在する道府県内に設置されている。そして、令和元年度末時点におけるオフサイトセンターの数は23か所となっている。

(注1) 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

(3) 原子力規制事務所の概要

原子力規制委員会は、13道府県及び2町村が地方自治法に定める行政財産として管理している20か所のオフサイトセンター内に原子力規制事務所を設置している。13道府県及び2町村は、原子力規制委員会に対して地方自治法に基づく行政財産の使用の許可(以下「使用許可」)を行って、各オフサイトセンターの一部を原子力規制事務所の事務室等として使用させている。

地方自治法によれば、普通地方公共団体は、使用許可を受けた者から使用料を徴収することができるところに規定されている。そして、行政財産の使用料(以下「行政財産使用料」)については、その行政財産の維持管理費等に充てられるべきものと解されている。各地方公共団体は、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、オフサイトセンター内に設置された原子力規制事務所の使用に係る行政財産使用料(以下「事務所使用料」)について、徴収の要否を決定している。

また、各地方公共団体は、オフサイトセンターに係る光熱水費等のうち原子力規制事務所が使用している分に相当する額について、実費負担として原子力規制委員会から徴収する場合がある。

(4) 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金の算定

「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金運用の手引き」(以下「手引」)によれば、緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金(以下「オフサイトセンターに係る交付金」)の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」)は、オフサイトセンターの電気設備、空調設備等の保守点検、建物清掃、修繕等の維持管理費、光熱水費、設備費等(これらを「維持管理等経費」とされている)。

また、原子力規制委員会から上記光熱水費等の実費負担に相当する額を徴収している場合(原子力規制委員会から徴収している光熱水費等の実費負担に相当する額を「分担金」)は、分担金とオフサイトセンターに係る交付金が重複して維持管理等経費に充当されることにならないように、維持管理等経費から分担金の徴収額を差し引いた額を交付対象経費とすることとなっている。

2 本院の検査結果

同府が平成30、令和元両年度に、前記の13道府県及び2町村に交付(2町村分は県を介して間接交

付)したオフサイトセンターに係る交付金計13億0788万円を対象として検査した。

オフサイトセンター内に原子力規制事務所が設置されている前記の13道府県及び2町村は、手引に基づき、オフサイトセンターに係る交付金の算定に当たり、分担金を維持管理等経費から差し引いて交付対象経費を算定していた。^(注2)

また、10府県及び1村(年度別にみると、平成30年度は10府県及び1村、令和元年度は9県及び1村)は、分担金とは別に、当該地方公共団体の条例を適用して原子力規制委員会から事務所使用料を徴収していた。そして、これら10府県及び1村のオフサイトセンターに係る交付金の算定における事務所使用料の取扱いの状況についてみたところ、5府県及び1村(年度別にみると、平成30年度は2府県及び1村、令和元年度は4県及び1村)では、^(注3)事務所使用料に相当する額を維持管理等経費から差し引いて交付対象経費を算定している一方で、8県(同平成30年度8県、令和元年度5県)では、事務所使用料に相当する額を維持管理等経費から差し引くことなく交付対象経費を算定しており、その取扱いが区々となっていた。

このように事務所使用料の取扱いが区々となっていたのは、上記の事務所使用料も分担金と同じように原子力規制委員会から徴収するものであり、地方公共団体の収入となるものであるのに、同府が、手引において、オフサイトセンターに係る交付金を算定する際の事務所使用料の取扱い及び分担金との違いについて示していなかったことなどによると認められる。

しかし、行政財産使用料は、前記のとおり、その行政財産の維持管理費等に充てられるべきものと解されていることから、前記の10府県及び1村が原子力規制委員会から徴収した事務所使用料についても、使用許可の対象となったオフサイトセンターの維持管理等に要する経費の財源に充てるべき性格のものであり、オフサイトセンターに係る交付金の算定に当たっては、これを考慮する必要があると認められる。

そこで、原子力規制委員会から徴収した事務所使用料に相当する額を維持管理等経費から差し引くことなく交付対象経費を算定していた前記8県の平成30、令和元両年度におけるオフサイトセンターに係る交付金計4億1818万円について、原子力規制委員会から徴収した事務所使用料に相当する額計3578万円を維持管理等経費から差し引いたものとして算定すると、計3億8240万円となり、3578万円の開差を生ずることとなる。

なお、同府は、前記のとおり、事務所使用料の取扱いについて手引では示していなかったが、2年1月に、全事業主体に対して、原子力規制委員会から事務所使用料を徴収した場合はこれを維持管理等経費から差し引くこととする旨の指示を行っていた。一方、同府は、3年4月に手引を改正して、3年度のオフサイトセンターに係る交付金の算定における事務所使用料の取扱いに関して、原子力規制委員会から徴収している分担金に事務所使用料は含まれないものとともに、上記手引の改正に先立ち3年2月に開催した原子力事業所が所在する道府県等を対象とした会議において、原子力規制委員会から徴収している事務所使用料については、これを維持管理等経費から差し引く必要がない旨を周知していた。

(注2) 10府県及び1村 大阪府、福島、茨城、神奈川、新潟、石川、静岡、島根、愛媛、佐賀各県、下北郡東通村

(注3) 8県 福島、茨城、神奈川、石川、静岡、島根、愛媛、佐賀各県

3 本院が要求する改善の処置

同府において、オフサイトセンターに係る交付金の算定が適切なものとなるよう、オフサイトセンターに係る交付金の算定に当たり、オフサイトセンターの一部について使用許可を行って原子力規制委員会から事務所使用料を徴収している場合には、事務所使用料に相当する額を維持管理等経費から差し引いて交付対象経費を算定する必要があることを手引に明示するなどして事業主体に周知するよう改善の処置を要求する。